

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から38年3月まで
② 昭和38年4月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、毎月25日に税金とともに地区の区長宅に持って行き、区長から帳面に印鑑をもらっていた。保険料額は、最初150円でその後上がっていったと思う。長女からの仕送りを国民年金保険料の支払にあて、保険料は続けて納めていた。国民年金の資格喪失手続きをした記憶も無いのに、社会保険庁の記録では、申立期間が国民年金保険料未納期間及び未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、納付したとする国民年金保険料の月額、申立期間①の保険料月額と一致している。

また、申立期間①については、国民年金への任意加入後の期間であり、加入直後の6か月を納付したにもかかわらず、引き続く申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は「国民年金保険料には、長女からの仕送りをあてていたため保険料の納付は可能であり、未納期間の納付書が送られてきたら納めたはずである。」と主張しているところ、申立人の長女は、「仕送りしてくれたおかげで、税金や年金保険料を納めることができた」と母親から感謝された。」と申立内容を裏付ける供述をしている。

2 一方、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立

人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金への再加入手続を行った昭和42年5月には、36年3月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、この時点において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の未加入期間とされている申立期間②はさかのぼって国民年金への加入、保険料納付ができない期間である上、記録が確認できる二つの番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 60 年 12 月まで

昭和 50 年 2 月に会社を退職して、すぐに国民年金に加入し、51 年末の結婚と同時に A 町に転居し、元夫が自身の国民年金保険料と一緒に私の分の国民年金保険料を納付組織を通じて納付していた。

その後、昭和 53 年ごろ B 市に住所変更し、国民年金保険料は私自身が市役所に出向き納付しており、公営住宅に入居してからは、家賃と一緒に金融機関で国民年金保険料を納付し、54 年 11 月に C 事業所に勤めるようになっても厚生年金保険が適用されていなかったので国民年金に加入していた。

昭和 53 年 4 月から 60 年 12 月までの期間については、社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金に未加入とされているが、年金加入は義務と認識して保険料を納付してきたので、7 年間も国民年金に加入せず、国民年金保険料を納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 1 月に払出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人及びその夫の手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されていることから、夫婦一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえるところ、申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっていることから、当

該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月までの期間及び申立期間②については、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①のうち昭和 50 年 3 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の夫の保険料も未納とされている上、申立人の夫は、既に死亡しているため保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳、市役所及び社会保険庁の記録において、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日は、昭和 53 年 4 月 28 日であることが確認でき、当該期間において、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した形跡は見当たらないことから、当該期間は未加入期間となるため、申立人の国民年金保険料の納付書は作成されず、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間②の国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てているが、申立人は夫と共に、昭和 61 年 1 月 2 日に国民年金の被保険者資格を再取得し、同年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録等により確認できることから、申立内容に不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。